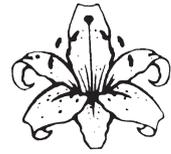


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 10 月 10 日 (金曜日)

定期 第 654 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○告示	
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	791
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	791
○公告	
建設業法による監督処分 (2 件) (県土整備・建設業課)	792
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	792
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	793

告 示

神奈川県告示第482号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 7 年 10 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目及び極楽寺三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目及び極楽寺三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二階堂 5	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	二階堂 5	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第483号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年 10 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
----------	------------

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二〇一―二一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目及び極楽寺三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	極楽寺 1 丁目 2	鎌倉市極楽寺一丁目及び極楽寺三丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二階堂 5	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	二階堂 5	鎌倉市二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

公 告

令和 7 年10月 3 日、建設業法第29条第 1 項の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和 7 年10月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号
大栄建設株式会社	横須賀市公郷町四丁目67番地 5	田代 大樹	神奈川県知事許可 (般一 4) 第84483号

2 処分の内容

建設業法第29条第 1 項の規定に基づき、建設業の許可を取り消した。

3 処分の原因となった事実

大栄建設株式会社は、令和 6 年10月24日午後 4 時に横浜地方裁判所横須賀支部の破産手続開始決定を受け、令和 7 年 7 月 3 日に同手続が終結した。

このことは、建設業法第29条第 1 項第 5 号に該当する。

令和 7 年10月 3 日、建設業法第29条第 1 項の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和 7 年10月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	建設業の許可番号
有限会社当木建設	横浜市保土ヶ谷区狩場町302番地21	當木 裕之	神奈川県知事許可 (般一 3) 第613号

2 処分の内容

建設業法第29条第 1 項の規定に基づき、建設業の許可を取り消した。

3 処分の原因となった事実

有限会社当木建設は、令和 5 年 4 月30日に株主総会の決議により解散し、令和 6 年10月 5 日に清算を結了した。

このことは、建設業法第29条第 1 項第 5 号に該当する。

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年10月10日

神奈川県平塚土木事務所長 池 田 六 大

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町倉見1,028の1ほか15筆
開発区域の面積	2,176.97平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都千代田区丸の内1-8の3 丸の内トラストタワー本館
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ヒノキヤグループ桜家住宅カンパニー支店 支配人 伊藤 正信
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 7 年 5 月 20 日 神奈川県指令平土第610004号 (令和 7 年 8 月 7 日 神奈川県指令平土第610025号)

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年10月10日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市杉久保南 5-2,426の1の一部
開発区域の面積	165.00平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市本郷3,243 メゾンボンサンス201
開発許可を受けた者の氏名	柳田 真孝
開発許可年月日及び許可番号	令和 7 年 8 月 22 日 神奈川県指令厚土東第610046号